

地方創生関係交付金の概要

1 地方創生 2.0 の基本姿勢・視点

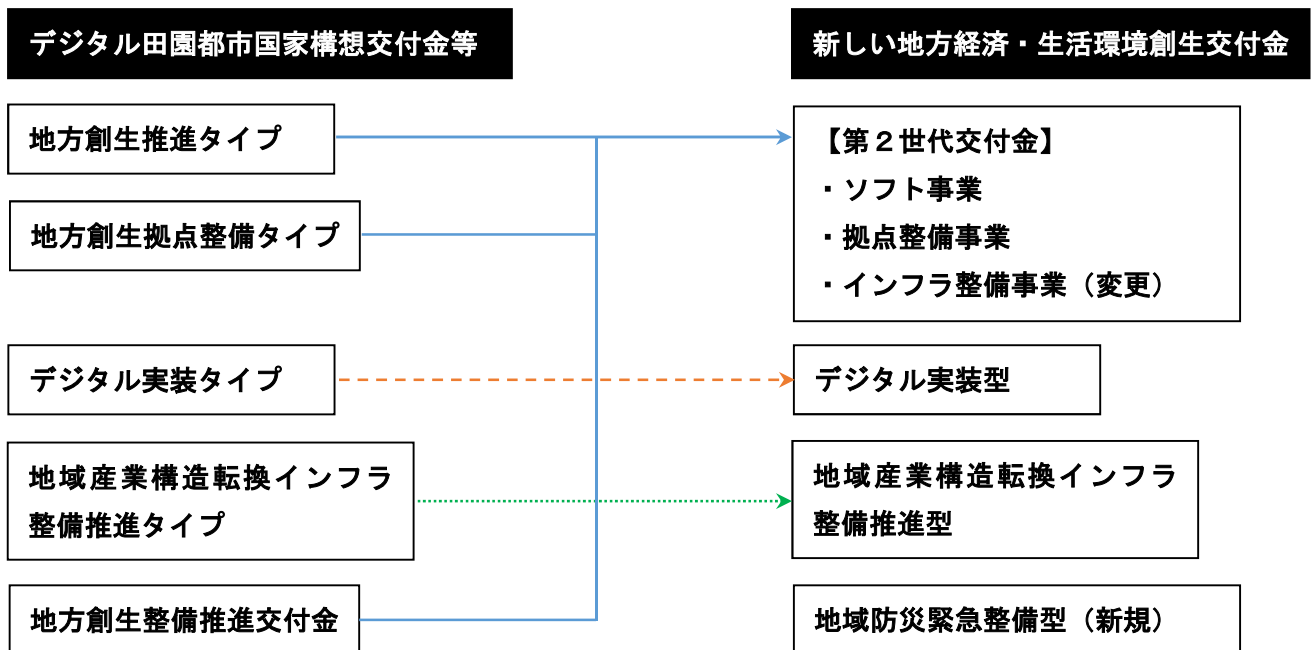
- (1) 人口減少を正面から受け止めた上での施策展開
- (2) 若者や女性にも選ばれる地域づくり
- (3) 異なる要素の連携と「新結合」
- (4) A I ・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装
- (5) 都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進
- (6) 好事例の普遍化（点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携）

2 地方創生 2.0 の政策の5本柱

- (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- (2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～
- (3) 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
- (4) 新時代のインフラ整備と A I ・デジタルなどの新技術の徹底活用
- (5) 広域リージョン連携

3 地方創生関係交付金の枠組み

令和5年度に、これまで実施されていた「地方創生推進交付金」「地方創生拠点整備交付金」「デジタル田園都市国家構想推進交付金」のなどの事業を1つにまとめ「デジタル田園都市国家構想交付金」に一本化。令和7年度より、地方創生2.0の実現に向け、交付金の枠組みを変更し「**新しい地方経済・生活環境創生交付金**」が新設された。



4 新しい地方経済・生活環境創生交付金の目的

地方創生の実現には、目指すべき地域社会に向けて、地域の現在と将来を担う、産官学金労言など多様な主体が、互いに、その情熱、知恵や知見、情報を共有し、提案を出し、アイデアを生み、行動するなど積極的に参画し、得意分野を生かした役割を果たし、一丸となって地域の可能性を引き出し、持続可能で魅力的な地域を創生するための取組を共に推進していくことが必要不可欠である。また、それぞれの地域らしい将来像の実現には、地域を多面的に捉えて分析した上で、**行政分野を分野横断的に連携**させ、かつ**ソフト事業とハード事業を連携**させた取組を行うことも必要であり、地方公共団体が、こうした地域全体で共創する、地方創生に資する事業の実施を図ることを、新しい地方経済・生活環境創生交付金の目的とする。

5 第2世代交付金

産官学金労言など**多様な主体が積極的に参画**し、地域全体で、持続可能で魅力的な地域の共創に向けて行われる、地方公共団体の**自主性と創意工夫に基づいた**地方創生に資する**地域の独自の事業**に取り組むため、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業を記載した地域再生計画及び第2世代交付金実施計画の実施に必要な事業に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

- ・申請上限件数：10 事業（一定の条件を満たす事業は、上限枠外で2件の申請が可能）

ア) ソフト事業

- ・以下のA～Eまでの事業

A 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業

B 移住及び定住の促進に資する事業

C 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

D 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業

E A から D までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

- ・補助金上限：10 億円／1 自治体（年度） ・事業期間：原則3カ年度以内（最長5カ年度）
- ・補助率：1/2

イ) 拠点整備事業

- ・ソフト事業を実施するに当たって必要となる整備を行う事業（インフラ整備事業の該当外）
- ・補助金上限：10 億円／1 自治体（年度） ・事業期間：原則3カ年度以内（最長5カ年度）
- ・補助率：1/2

※1 事業当たりの事業計画期間における交付上限目安 10 億円

ウ) インフラ整備事業

- ・ソフト事業、拠点整備事業と組み合わせて実施される、地方創生の推進に資するインフラを整備する事業で、以下の A～H に該当する事業

- ・補助金上限：10 億円／1 自治体（事業計画期間） ※単年度目安 2 億円
- ・事業期間：原則 5 力年度以内（最長 7 力年度） ・補助率：1/2 等（各省庁の交付要綱に従う）
- ・事業の実施には、ソフト事業、拠点整備事業との組み合わせが必要（①か②の要件を満たす）
 - ①インフラ整備事業（2 事業以上）+拠点整備事業 or ソフト事業
 - ②インフラ整備事業（1 事業）+拠点整備事業+ソフト事業

※ただしソフト事業で全体事業費の 2 割を超える場合は、拠点整備事業は不要

6 デジタル実装型

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた事業。TYPE 1、V、S に分かれる。

- ・事業期間：1 年間

ア) TYPE 1（優良モデル導入支援型）

他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する事業。

- ・補助率：1/2 ・補助金上限：1 億円

イ) TYPE V（先進的デジタル公共財活用型）

ブロックチェーンや AI など新たなデジタル技術（※）を共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する事業。

※例：NFT、DAO 等システム、AI ツール、マイナカード、データ連携基盤など

- ・補助率：2/3 ・補助金上限：4 億円

ウ) TYPE S（デジタル行財政改革特化型）

「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する事業

- 補助率：3/4 ・補助金上限：3 億円+伴走支援

7 地域産業構造転換インフラ整備推進型

地域における産業構造の転換の加速化や雇用機会の創出に資する半導体等の大規模な産業拠点整備等のうち、真に国策的見地から支援すべきプロジェクトであって、かつ、当該産業拠点整備等の関連インフラを整備する高度の必要性・緊急性等があると認められるものとして選定されたプロジェクトにおける事業で、以下の A～C に該当する事業

- A 工業用水道整備事業
- B 下水道整備事業
- C 道路整備事業
- ・補助率：1/2 等（各省庁の交付要綱に従う）

8 地域防災緊急整備型

- ・対象経費：避難所の生活環境改善をはじめ、地域の防災・減災の向上に必要な車両や資機材
- ・主な具体例：
 - 快適なトイレ環境 …トイレカー、トイレトレーラー、簡易トイレ 等
 - 温かい食事や多様なメニュー…キッチンカー、キッチンコンテナ、炊き出し用資機材 等
 - プライバシー確保、ベッド …テント式のパーテーション、屋内用インスタントハウス、簡易ベッド 等
 - 入浴環境 …シャワーカー、水循環型シャワー、仮設入浴設備 等
- ・補助金上限：4,000 万円
- ・補助率：1/2
 - ※車両購入等適債経費については補正予算債（充当率 100%、5 割交付税措置）活用可
 - ※その他適債性のない経費は特別交付税措置（0.8）
- ・申請上限：1 事業／1 自治体

9 スケジュール